

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

| 業者名 | 住所 |
|-----------|---------------|
| (有)川村総合建設 | 高知県室戸市領家728-1 |

2. 指名停止措置期間

平成27年 8月28日 から 平成27年 9月10日 2週間

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、(有)川村総合建設が、平成26年10月8日、平成25年度室戸市新火葬場建築主体工事現場において、作業員が足場を組み立て中に、転落し死亡した事故に関し、墜落により労働者に危険を及ぼす恐れがあったにもかかわらず、作業を指揮する者を指名してその者に直接作業を指揮させ、あらかじめ作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知していなかったとして、平成27年2月12日付けで安芸簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金の略式命令を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号の措置要件に該当する。

本件については、指名停止2週間とする。

指名停止措置要領別表第1

| 措置要件 | 期間 |
|---|---------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 2週間以上 2ヶ月以内 |

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江 正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 兼井 政勝 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 高崎 勝行 (内線2512)